令和7年度 東京都男性育業推進リーダー事業奨励金 募集要項〈電子申請用〉

本募集要項は電子申請用です。

郵送申請を行う場合は、「令和7年度 東京都男性育業推進リーダー事業奨励金募集要項〈郵送申請用〉」をお読みください。

目次

1	奨励金の概要	1
2	奨励金の事前エントリー	6
3	奨励金の交付申請	7
4	奨励事業の実施	14
5	奨励金の実績報告	23
6	奨励金交付額の確定及び男性育業推進リーダー設置企業の認定	
7	奨励金の支払	
8	変更·中止·撤回	27
9	企業名等の公表	28
1 0	その他留意事項	28
1 1	その他	29

〈本申請に関する問合せ先〉

はたらく女性スクエア(東京都労働相談情報センター青山事務所) 男性育業推進リーダー事業奨励金担当

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 5-53-67 コスモス青山 地下 1 階 電話番号 03-6427-7518

1 奨励金の概要

(1) 実施目的

都内中堅・中小企業等における、男性育業*の経験者を「男性育業推進リーダー」として設置し、男性育業の課題把握や具体的な取組の実施を奨励し、その取組を広く紹介・波及することにより、男性育業の推進を図ることを目的とします。

* 「育業」とは、育児・介護休業法第2条第1号に定める育児休業及び第9条の2第1項に定める出生時育児休業(産後パパ育休)のことをいいます。

(2) 奨励条件

<u>別表1</u>の要件を満たす奨励対象事業者が、「<u>4 奨励事業の実施</u>」に記載の奨励事業の取組事項全てを実施した場合に 奨励金を交付します。

(3) 奨励金交付額(定額)

100万円

(4) 年間スケジュール等

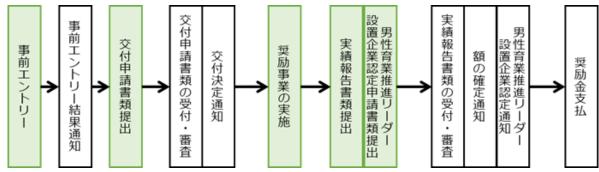
	事前エントリー受付期間	申請書類提出期限	奨励事業実施期 間 (15週間以内)	報告書類 提出期限	予定社数
第1回	-	-	1	1	-
第2回	-	-	-	-	-
第3回	9月 8日 (月) 10時 ~ 9月 19日 (金) 17時	10月8日 (水) 17時	11月 5日 (水) ~ 2月 17日 (火)	3月4日 (水) 17時	15 社

[※]奨励事業実施期間より前に取組を開始することや事業実施期間を延長することはできません。東京都が定めるスケジュール 以外で事業を実施した場合は奨励対象外となります。

(5) 手続の流れ

事前エントリーから奨励金の支払までの手続の流れです。

緑で示した部分は、申請企業が実施する部分です。



※審査の結果、不交付決定や奨励金が支給されない場合もあります。

別表1 奨励対象事業者の要件

本奨励金の支給を受けるためには、奨励金の交付申請日から奨励事業終了後の実績報告日に至るまでの全期間を通じて、 次の要件をいずれも満たしていなければなりません。要件を満たしていることが確認できない場合は、奨励対象外となります。

本店所在地が都内にあり、かつ、都内で事業を営んでいる中堅・中小企業等であること

- (1) 「本店所在地が都内にあり、かつ、都内で事業を営んでいる」とは、法人については、本店所在地が都内にあり、かつ、都内の本店又は都内の事業所に営業実態があることをいいます。本店所在地が都外にある法人又は都内の本店若しくは都内の事業所に営業実態がなく、東京都に対して法人都民税を申告納付していないときは申請できません。個人事業主については、営業実態がある事業所地が都内にあることをいいます。ただし、東京都に対して個人都民税を納付していないときは申請できません。
- (2)「中堅・中小企業等」とは、常時雇用する労働者(以下「常用労働者」という。)の数が 1,000 人以下である企業(ここでいう「企業」とは、会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 2 条第 1 号に定める「会社」又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 17 年法律第 87 号)第 3 条第 2 号に定める「特例有限会社」のこと。)並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成 18 年法律第 48 号)第 22 条又は第 163 条の規定により成立した法人等の総称です。なお、個人事業主も含みます。

常用労働者については、本表項番2を参照してください。

- (3)企業のほか、一般社団法人、一般財団法人、医療法人、社会福祉法人、学校法人等、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第2の「公益法人等」に該当(法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用について「公益法人等」とみなす特定非営利活動法人を含む。)、又は別表第3の「協同組合等」に該当するもの、又は労働者協同組合法(令和2年法律第78号)に規定する労働者協同組合も含みます。ただし、次のア〜ウのいずれかを満たすものは除きます。
 - ア 構成員相互の親睦、連絡、意見交換等を主な目的とするもの(同窓会、同好会等)
 - イ 特定団体の構成員又は特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主な目的とするもの
 - ウ 特定個人の精神的、経済的支援を目的とするもの(後援会等)

都内に勤務する常用労働者(登録型派遣労働者を除く。)を5名以上雇用していること。そのうち2名は男性労働者であること

- (1) 常用労働者とは、次のア~ウのいずれかに該当する者をいいます。
 - ア 期間の定めなく雇用されている労働者
 - イ 有期雇用労働者の場合、交付申請日から過去1年を超える期間について引き続き雇用されている労働者 又は雇入れ日から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる*労働者
 - ウ 日々雇用契約が更新される労働者でも、1年以上の期間雇用され続けている労働者又は雇入れ日から1 年を超えて引き続き雇用されると見込まれる*労働者
 - * 「見込まれる」とは、労働契約書等により1年を超える期間まで引き続き雇用契約が締結されていることをいいます。
- (2) 常用労働者5名については、次のア~エの全てに該当する者とします。
 - ア 都内に勤務実態があること
 - イ 雇入れ日から6か月以上継続して雇用していること
 - ウ 雇用保険被保険者(加入期間は問わず、休業中を含む。) であること
 - エ 派遣、出向、請負又は委任の関係にある者並びに申請企業以外の企業等と兼業・兼職等の関係にある者*ではないこと
 - * 兼業・兼職等の関係にある者とは、専ら申請企業以外の企業等の業務に携わっている者をいいます。

2

2

3	東京都政策連携団体の指導監督等に関する要綱(平成 31 年 3 月 19 日付 30 総行革監第 91 号)に規定す
	る東京都政策連携団体、事業協力団体又は東京都が設立した法人でないこと
	過去5年間に重大な法令違反等がないこと
4	違法行為による罰則の適用を受けた場合、労働基準監督署により違反の事実が検察官に送致された場合、消費者
	庁の措置命令があった場合などの法令違反等があった企業等は申請できません。また、法令違反等の状況が解消さ
	れてから5年が経過していなければなりません。
	労働関係法令について次の(1)~(6)を満たしていること
	(1)労働者に支払われる賃金が、就労する地域の最低賃金額(地域別、特定(産業別)最低賃金額)を上回
	っていること
	(2)固定残業代等の時間当たり金額が時間外労働の割増賃金に違反していないこと、また固定残業時間を超え
	て残業を行った場合は、その超過分について通常の時間外労働と同様に、割増賃金が追加で支給されている
	こと
5	(3)法定労働時間を超えて労働者を勤務させる場合は、「時間外・休日労働に関する協定(36 協定)」を締結
	し、遵守していること
	(4)労働基準法第 36 条第4項、第5項、第6項第2号及び第3号に定める限度を超える時間外・休日労働
	を行っている労働者がいないこと
	(5)労働基準法第39条第7項(年次有給休暇について年5日を取得させる義務)に違反していないこと
	(6)その他賃金や労働時間等に関する労働関係法令を遵守していること
6	厚生労働大臣の指針に基づき、ハラスメント等を防止するための措置を取っていること
	都税の未納付がないこと
	都税の未納付がないこと 法人については、申告納付義務があるにもかかわらず、東京都に対して法人事業税及び法人都民税を申告納付して
7	
7	法人については、申告納付義務があるにもかかわらず、東京都に対して法人事業税及び法人都民税を申告納付して
7	法人については、申告納付義務があるにもかかわらず、東京都に対して法人事業税及び法人都民税を申告納付していないとき、個人事業主については、納付義務があるにもかかわらず個人事業税及び個人都民税の未納付があるとき
7	法人については、申告納付義務があるにもかかわらず、東京都に対して法人事業税及び法人都民税を申告納付していないとき、個人事業主については、納付義務があるにもかかわらず個人事業税及び個人都民税の未納付があるときは、申請できません。
7	法人については、申告納付義務があるにもかかわらず、東京都に対して法人事業税及び法人都民税を申告納付していないとき、個人事業主については、納付義務があるにもかかわらず個人事業税及び個人都民税の未納付があるときは、申請できません。 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第2条第1項に規定する
	法人については、申告納付義務があるにもかかわらず、東京都に対して法人事業税及び法人都民税を申告納付していないとき、個人事業主については、納付義務があるにもかかわらず個人事業税及び個人都民税の未納付があるときは、申請できません。 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13 項に規定する接客業務受託営業及びこれ
	法人については、申告納付義務があるにもかかわらず、東京都に対して法人事業税及び法人都民税を申告納付していないとき、個人事業主については、納付義務があるにもかかわらず個人事業税及び個人都民税の未納付があるときは、申請できません。 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれに類する事業を行っていないこと
	法人については、申告納付義務があるにもかかわらず、東京都に対して法人事業税及び法人都民税を申告納付していないとき、個人事業主については、納付義務があるにもかかわらず個人事業税及び個人都民税の未納付があるときは、申請できません。 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれに類する事業を行っていないこと 商業・法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)の事業目的欄に「遊技場の経営」等、上記法律に規定される事
	法人については、申告納付義務があるにもかかわらず、東京都に対して法人事業税及び法人都民税を申告納付していないとき、個人事業主については、納付義務があるにもかかわらず個人事業税及び個人都民税の未納付があるときは、申請できません。 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれに類する事業を行っていないこと 商業・法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)の事業目的欄に「遊技場の経営」等、上記法律に規定される事業の経営が記載されている場合、実際に事業を行っていなくても申請できない場合があります。

(次ページに続く)

都内で事業を営んでいるグループ企業等が1社以上あること

- (1) 「都内で事業を営んでいる」とは、法人については、都内に本店所在地がある、又は支店・営業所等の事業所があることをいいます。ただし、当該法人が、都内の本店又は都内の事業所に営業実態がなく、東京都に対して法人都民税を申告納付していないときは、グループ企業等として選定することはできません。個人事業主については、営業実態がある事業所地が都内にあることをいいます。ただし、当該個人事業主が、東京都に対して個人都民税を納付していないときはグループ企業等として選定することはできません。
- (2)「グループ企業等」とは、申請企業が実施する本事業に関する取組について、連携・協力することに同意した企業等をいいます。
 - グループ企業等として選定する企業等は、次のア〜シの全ての要件に該当していなければなりません。
 - ア 東京都政策連携団体の指導監督等に関する要綱(平成 31 年 3 月 19 日付 30 総行革監第 91 号)に 規定する東京都政策連携団体、事業協力団体又は東京都が設立した法人でないこと。
 - イ 過去5年間に重大な法令違反等がないこと。
 - ウ 労働関係法令について、次の(ア)~(カ)を満たしていること。
 - (ア) 労働者に支払われる賃金が、就労する地域の最低賃金額(地域別、特定(産業別)最低賃金額)を 上回っていること
 - (イ) 固定残業代等の時間当たり金額が時間外労働の割増賃金に違反していないこと、また固定残業時間を超えて残業を行った場合は、その超過分について通常の時間外労働と同様に、割増賃金が追加で支給されていること
 - (ウ) 法定労働時間を超えて労働者を勤務させる場合は、「時間外・休日労働に関する協定(36 協定)」を締結し、遵守していること
 - (エ) 労働基準法第 36 条第 4 項、第 5 項、第 6 項第 2 号及び第 3 号に定める限度を超える時間外・休日労働を行っている労働者がいないこと
 - (オ) 労働基準法第39条第7項に違反していないこと
 - (カ) その他賃金や労働時間等に関する労働関係法令を遵守していること
 - エ 厚生労働大臣の指針に基づき、ハラスメント等を防止するための措置を取っていること
 - オ 都税の未納付がないこと
 - カ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第2条第1項に規 定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託 営業及びこれらに類する事業を行っていないこと
 - キ 東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)第2条第2号に規定する暴力団に該当しないこと並びに法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の労働者若しくは構成員が、同条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者に該当する者でないこと
 - ク 知事が企業名等について公表することに同意していること
 - ケ
 東京都事業についての情報提供を受けることに同意していること
 - コ 常用労働者を5名以上雇用していること。そのうち1名は男性労働者であること 常用労働者5名については、次の(ア)~(エ)の全てに該当する者とします。
 - (ア) 都内に勤務実態があること
 - (イ) 雇入れ日から6か月以上継続して雇用していること
 - (ウ) 雇用保険被保険者(加入期間は問わず、休業中を含む。) であること
 - (エ) 派遣、出向、請負又は委任の関係にある者並びに申請企業と兼業・兼職等の関係にある者ではないこと
 - サ 申請企業として本奨励金に申請できないことに同意していること
 - シ 申請企業以外のグループ企業等になれないことに同意していること。ただし、申請企業が設置企業に認定されなかったときは当該申請企業以外のグループ企業等になることができます。
- (3) グループ企業等が1社もないときは、申請できません。
- (4) 男性育業推進リーダー設置企業(申請中を含む。)又はグループ企業等となったことがある企業等もしくはグループ企業等の代表者が代表となっている別企業等を、グループ企業等として選定することはできません。

10

男性育業推進リーダーの要件を満たす男性労働者等が1名以上いること

- (1)「育業」とは、育児・介護休業法第2条第1号に定める育児休業及び第9条の2第1項に定める出生時育児 休業(産後パパ育休)のことをいいます。
- (2) 「男性労働者等」には、男性役員(法人の使用人以外の者でその法人の経営に従事しているものであり、商業・法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)に記載されているもの。)を含みます。特定非営利活動法人など、登記簿謄本に全ての役員の記載がない場合、定款や役員名簿等に記載されている方とします。ただし、役員のうち監査役、監事、社外取締役等社外の方は除きます。
- (3) 男性育業推進リーダーを従業員(兼務役員を含む。)から選任する場合、次のア〜エ全てに該当する方でなければなりません。
- ア 令和2年度から令和6年度(令和2年4月1日から令和7年3月31日まで)の5か年度に、同一の子 について合計30日以上の育業をしていること
- イ 本表項番2(1)常用労働者の要件を満たしていること
- ウ 次の(ア)~(ウ)を満たしていること

11

12

13

- (ア) 都内に勤務実態があること ※本表項番2(2)アに同じ
- (イ) 雇入れ日から6か月以上継続して雇用していること ※本表項番2(2)イに同じ
- (ウ) 派遣、出向、請負又は委任の関係にある者並びに申請企業以外の企業等と兼業・兼職等の関係にある者ではないこと ※本表項番2(2)Iに同じ
- エ 雇用保険被保険者(加入期間は問わないが、休業中を含まない。) であること
- (4) 男性育業推進リーダーを役員から選任する場合、令和2年度から令和6年度の5か年度に、育児を目的として業務を行わなかった期間が、同一の子につき合計30日以上あった方でなければなりません。
- (5) 「合計 30 日以上の育業」には、申請企業に在籍してから育業した期間を計上してください。申請企業に在籍していないときに育業した期間は合算できません。

申請企業の事業年度において、交付申請日が属する事業年度の直前の事業年度(申請前事業年度)における 男性育業取得率が 79% (小数点以下は切り捨て) 以下であること

- (1) 「男性育業取得率」とは、交付申請日が属する事業年度の直前の事業年度に、配偶者の出産等により、養育することになった子について育業をした男性労働者の数を、同期間に配偶者が出産した男性労働者の数で割った率をいいます。
 - (例) 申請企業の事業年度が10月1日〜翌年9月30日で、交付申請日が令和7年7月1日の場合申請前事業年度である令和5年10月1日〜令和6年9月30日に、配偶者の出産等により、養育することになった子について育業をした男性労働者の数を、同期間に配偶者が出産した男性労働者の数で割った率を算出します。
- (2) 育児・介護休業法第 22 条の2の定めにより男性育休取得率等を公表している場合は、公表数値と同一としてください。公表数値に育児目的休暇を取得した男性労働者の数を含めている場合は、育児目的休暇を取得した男性労働者を差し引いて算出してください。

次の(1)~(3)に該当していること

- | (1) 知事がホームページ等で企業名、従業員数、業種等について公表することに同意していること
- (2) 東京都事業についての情報提供を受けることに同意していること
- (3) 本事業におけるグループ企業等になることはできないことに同意していること
- 14 企業等の代表者が、過年度に「男性育業推進リーダー事業奨励金」を申請したことがないこと

2 奨励金の事前エントリー



(1)事前エントリー受付方法

事前エントリー受付期間(<u>年間スケジュール</u>をご覧ください。)に、 東京都産業労働局雇用就業部ホームページ「TOKYOはたらくネット」から 事前エントリーを行ってください。

「TOKYOはたらくネット」

https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/kaizen/ryoritsu/ikugyoleader/

事前エントリーに申込後、申請可能企業として連絡を受けた企業等以外は申請できません。



(2)事前エントリーに関しての注意事項

- ア 事前エントリーは先着順ではありません。事前エントリー受付期間終了後、予定社数を上回る申込みがあった場合には、 抽選を行い、申請可能企業を決定します。
- イ 事前エントリー前に、別表1 奨励対象事業者の要件を必ずご確認の上お申し込みください。
- エ 担当者欄には企業等の担当者の連絡先を登録してください。代理人等、企業以外を連絡先にしていることが判明した場合は、抽選対象外とします。

(3)事前エントリー結果通知(申請可能企業確定の連絡)

ア 事前エントリー結果は、受付期間最終日から3開庁日以内に、事前エントリーの際に入力いただいたEメールアドレス宛に、東京都から連絡します。

受付期間最終日から3開庁日を経過しても連絡がない場合は、3(1)申請書類の提出先へお問い合わせください。 なお、代理人等事前エントリーを行った企業等の担当者以外からのお問合せは受け付けておりません。

イ 受信拒否機能などを設定している場合は、【S0293017@section.metro.tokyo.jp】からのメールを受信できるよう、 あらかじめ設定を変更しておいてください。

3 奨励金の交付申請



(1)申請書類の提出先

申請書類一式を全て揃えて、デジタル庁が提供する電子申請システム「j G r a n t s 」(以下「J グランツ」という。)にある所定の申請フォームから提出してください。(郵送申請については、募集要項(郵送申請用)をご覧ください。)

《電子申請についての注意事項》

- J グランツでは、電子的に申請を受け付けるとともに、当該システムを通じて行われた申請に対する東京都からの通知等についても、原則として当該システムにより行います。J グランツにより交付申請を行った場合は、原則として J グランツにより実績報告を行ってください。
- 2 Jグランツを利用するには、法人共通認証基盤「Gビズ I D Jのアカウント(g B i z I Dプライム)を取得してください。 デジタル庁の審査があり、I D発行までには時間がかかるため、余裕を持って準備をしていただきますようお願いします。申 請受付期間中にアカウントを取得できなかったとしても、申請書類提出期限の延長はいたしません。申請受付期間中にアカウントを取得できない見込みとなった場合は、郵送により申請してください。
- 3 Jグランツ利用の際には、利用規約及びプライバシーポリシーに同意の上、ご利用ください。
- 4 申請企業の担当者以外(社会保険労務士や行政書士等)に代理で申請書類の作成を依頼するときは、G ビズ ID で 代理申請における委任・受任の設定を行ってください。G ビズ ID で設定を行っていない場合、代理申請は認めません。詳 細は J グランツの「事業者クイックマニュアル」(下記の囲みを参照してください。)をご確認ください。
- 5 本奨励金は限定公開のため、J グランツで検索しても表示されません。申請可能企業確定のご連絡の際に、アドレスをお 知らせします。
- 6 申請の受信有無についてのお問合せには応じられませんので、ご了承ください。
- 7 」グランツの操作方法についてのご質問は、」グランツへお問い合わせください。

◇」グランツ

【公式ウェブサイト】https://www.jgrants-portal.go.jp/

※操作方法等については、画面上部の「申請の流れ」>「事業者クイックマニュアル」をご確認ください。

◇Gビズ I D

【公式ウェブサイト】https://gbiz-id.go.jp/

※ Gビズ I Dの取得方法等については、画面上部の「手続きガイド」> 「ご利用ガイド」> アカウントをこれから作成される方【法人/個人事業主向け】 「Gビズ I Dクイックマニュアル Gビズ I Dプライム編(法人代表者)」 又は「Gビズ I Dクイックマニュアル Gビズ I Dプライム編(個人事業主)」をご確認ください。

※ 手続サクサクプロジェクトについて

Jグランツで申請する際、「手続サクサクプロジェクト」への同意画面が表示されます。

「手続サクサクプロジェクト」とは、東京都及び東京都政策連携団体、東京都事業協力団体が行う各種補助金等の交付手続き等の際、ご提供いただいた法人情報等について、東京都のデータ収集に同意いただくと、今後、東京都の他の補助金等の申請手続きの際にデータ入力を省略可能とする取組のことです。

(東京都事業者データベース (https:/sakusaku.metro.tokyo.lg.jp/))

(2)申請書類提出期限

申請書類提出期限は、年間スケジュールをご覧ください。提出期限日 17 時締切です。

(3)交付申請時の提出書類

別表2を参照してください。(J グランツの補助金詳細画面で作成してください。)

(4) 交付申請に関しての注意事項

賃金や労働時間等をはじめとして労働関係法令を遵守する必要があります。労働時間、休憩時間、時間外・休日・深夜 労働時間、休日・休暇、時間外労働の割増賃金等について、適正な運用を行ってください。(別表1項番5に記載のとおり)

〔(様式第2号の1及び様式第2号の2)誓約書〕にチェック項目がありますので、十分に確認の上作成してください。 要件を満たしていることが確認できない場合は、奨励対象外となります。

- ア 提出された書類は東京都からの問合せに対応できるよう必ずお手元に控えを残しておいてください。
- イ 一度提出された書類について申請企業等からの修正や差し替えはできません。また、提出期限後は書類の追加提出はできません。提出期限までに必要な書類が不足している場合は、奨励対象外となります。
- ウ 確認事項等がある場合は、申請企業の担当者に J グランツ上のコメントや電話等で連絡します。本申請に係る連絡先は、日中確実に応答できる申請企業の担当者(代表者を含む)及び連絡先を記載してください。申請企業以外の役員や従業員、G ビズ ID で委任を受けた代理人を担当者とすることは認められません。東京都が申請企業から委任を受けた代理人の方とやり取りをすることはありません。
 - Gビズ I D上で委任した場合であっても、申請書類の提出は申請企業自身が行うため、東京都は申請企業が作成した書類として審査を行います。必ず、東京都からの連絡には、申請企業の担当者が応答してください。
- エ 提出書類に不備がある場合は、修正提出を求めることや、審査の必要に応じ、募集要項に記載のない書類の提出を求めることがあります(出勤簿、賃金台帳、就業規則等)。また、提出書類の内容について、ヒアリング等による確認や現地調査を実施することがあります。なお、書類提出の求めに応じない場合、確認や調査等に応じない場合は、奨励対象外となります。
- オ 交付申請は1企業等1回限りです。過年度に「男性育業推進リーダー事業奨励金」を申請した企業等は申請できません。また、交付決定を受けたにも関わらず、奨励事業の一部又は全てを実施できず、奨励金が交付されなかった場合でも再度申請することはできません。
- カ 提出書類はA4版に統一してください。

(5)交付決定

別表2の提出書類を審査し、交付を決定します。

- ※交付決定の通知は」グランツにて行います。交付決定通知の電子ファイルを添付しますので、必ずご確認ください。
- ※ 審査の結果、不交付の決定をすることがあります。

別表 2 交付申請 提出書類一覧表

申請に関する各様式に記載する企業等名称、代表者氏名等は、法人については商業・法人登記簿謄本のとおりに、個人事業主については個人事業の開業・廃業等届出書及び住民票(住民票記載事項証明書)のとおりに記載し、印鑑登録した実印を押印してください。

		提出	提出方法	
No	提出書類	申請フォ	事*恋チ/→	
			書類添付	
0	(様式) 交付申請時提出チェックリスト	_	0	
1	(様式第1号)事業計画書兼交付申請書	0	_	
	提出日は、申請書類提出期限までの日付を記載してください。			
2	(様式第2号の1)誓約書	\circ	_	
2	提出日は、〔(様式第1号)事業計画書兼交付申請書〕と同日としてください。	0	_	
	(様式) 提出された雇用保険被保険者資格取得等確認通知書に記載の常用労働者			
	について			
3	都内勤務の常用労働者5名分について記載してください。	0	_	
	なお、別表1項番11の要件を満たす、「男性育業推進リーダー」候補となる者が従業員			
	(兼務役員を含む。) である場合、常用労働者 5 名の中に含めてください。			
4	雇用保険適用事業所設置届(事業主控)	_	\circ	
7	都内の本店・支店・営業所等全事業所についての設置届を提出してください。		0	
	雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)		0	
5	本表項番3に記載した常用労働者5名分について提出してください。	-	(5名	
	必要に応じて「事業所別被保険者台帳」の提出を求める場合があります。		分)	
	労働契約書又は労働条件通知書		0	
6	本表項番3に記載した常用労働者5名分について、交付申請日時点で適用されている	_	(5名	
J	労働契約書又は労働条件通知書を提出してください。「常用労働者」 (別表1項番	_	分)	
	<u>2</u>) であることを確認します。		71)	
	(様式)事業所一覧			
	(1)全事業所(都外・海外に所在する事業所も含む。)について、事業所名称、所在			
	地及び交付申請日現在の従業員数を記載してください。			
7	(2)登記上の本店所在地(個人事業主については、個人の住所地)、支店、事業所	_	\circ	
,	は、従業員がいない場合でも事業所として必ず記載してください。			
	(3)個人事業主については、「企業等の所在地」の上部の空白部分に「個人の住所地」			
	を住民票(住民票記載事項証明書)のとおりに記載してください。			
	(4)提出日は、〔(様式第1号)事業計画書兼交付申請書〕と同日としてください。			
	会社案内又は会社概要			
8	パンフレットやホームページの写し、既存の会社概要など、①企業等の名称、②代表者、	_	\cap	
	③所在地、④事業所の名称及び所在地、⑤事業内容等の最新の情報が確認できるも			
	のを提出してください。			

(次ページに続く)

	【法人】商業・法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)		
	【個人事業主】個人事業の開業・廃業等届出書(写し)、住民票(住民票記載事項		
	~ ~ ~ ~		
	(2)個人事業主については、個人事業の開業・廃業等届出書(写し)及び住民票		
	(住民票記載事項証明書) (原本) を提出してください。住民票(住民票記載		
9	事項証明書)は、住所、代表者氏名が記載されているものとし、本籍地、個人番	_	0
	号(マイナンバー)、世帯全員分の氏名等は記載しないでください。		
	` ´ ´		
	さい。		
	水道光熱費の領収書、賃貸借契約書等		
	 ※ 登記上の本店所在地と本社機能を持つ事業所地とが異なる場合のみ提出		
10	 登記上の本店所在地が代表取締役の自宅であるなど、本店所在地で事業を営んでおら	_	\circ
	 ず、本社機能を持つ事業所地が別にある場合は、本社機能を持つ事業所地の書類を提		
	 出してください。本社機能を持つ事業所地で事業を営んでいることを確認します。		
	都税の納税証明書		
	交付申請日時点で納期が到達している直近の決算期の納税証明書(詳細は《都税の		
	<u>納税証明書について》</u> をご確認ください。)		
	(1)法人の提出書類:		
11	法人都民税及び法人事業税の納税証明書(2税目が1枚にまとまっていても 、	_	0
	可) (2)個人事業主の提出書類 :		
	(2) 個人争乗主の促出者類: 個人都民税(居住地分、事務所地分の2種類)及び個人事業税の納税証明		
	書		
13	(様式)男性育業推進リーダー育業期間証明書	0	
	男性育業推進リーダーの育業期間等が分かるもの(育児休業給付金支給決定通知		
	書等)		
	男性育業推進リーダーが、同一の子について育業をした期間が証明できるものを提出して		
14	ください。	_	0
	男性育業推進リーダーが役員の場合は、株主総会や取締役会の議事録等、男性育業		
	推進リーダーに選任された方が育児のために業務を行わなかった期間が客観的に証明で		
	きるものと、育業の対象となった子の出生年月日とその子を養育していることが証明できる ものを提出してください。		
	(様式第2号の2)誓約書 ※グループ企業等が作成		0
	(1)グループ企業等が、申請企業と連携・協力しながら本事業を実施するにあたって、グ		
	(1) フループ企業等にも必要事項を誓約していただきます。		
15		_	
	「個人の住所地」を住民票(住民票記載事項証明書)のとおりに記載をお願いし		
	ます。		
	(-) == ==== (()====))) NOTHING() BIB/C JHCO (VCCV-0		

	(様式第3号)同意書 ※グループ企業等が作成		
16	(1)グループ企業等が、申請事業と連携・協力しながら本事業を実施するにあたって、必		
	要事項の同意を取ってください。		
	(2)グループ企業等が個人事業主の場合、「企業等の所在地」の上部の空白部分に	_	\circ
	「個人の住所地」を住民票(住民票記載事項証明書)のとおりに記載をお願いし		
	ます。		
	(3)提出日は、〔(様式第1号)事業計画書兼交付申請書)と同日としてください。		
	グループ企業等の会社案内又は会社概要		
17	パンフレットやホームページの写し、既存の会社概要など、①グループ企業等の名称、②代	_	
	表者、③所在地、④事業所の名称及び所在地、⑤事業内容、⑥申請企業のグループ	_	0
	企業の場合はその関係性等の最新の情報が確認できるものを提出してください。		
	グループ企業等の商業・法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)		
18	(1) 交付申請日から3か月以内に発行されたものを提出してください。		
10	(2)グループ企業等が個人事業主の場合、グループ企業等の個人事業の開業・廃業等	_	
	届出書、、住民票(住民票記載事項証明書)を提出してください。		
	グループ企業等の水道光熱費の領収書、賃貸借契約書等		
19	※ 登記上の本店所在地と本社機能を持つ事業所地とが異なる場合のみ提出		
	登記上の本店所在地が代表取締役の自宅であるなど、本店所在地で事業を営んでおら	_	0
	ず、本社機能を持つ事業所地が別にある場合は、本社機能を持つ事業所地の書類を提		
	出してください。本社機能を持つ事業所地で事業を営んでいることを確認します。		

^{※ 15~19}の書類については、申請企業の書類と併せて提出してください。

《都税の納税証明書について》

- 1 提出書類
 - (1) 法人の場合

法人都民税及び法人事業税の納税証明書(2税目が1枚にまとまっていても可)

(2)個人事業主の場合

個人都民税(居住地分、事業所地分の2種類)及び個人事業税の納税証明書

2 注意事項

- (1) 交付申請日時点で納期が到達している直近の決算期の納税証明書を提出してください。納税直後のため納税証明書 の発行が受けられない場合は、前回納税分までの納税証明書を提出してください。
- (2) 交付申請日時点で初めての納期限前の場合は、法人設立届出書(写し。税務署又は都税事務所で受け付けた日付等が確認できるもの)を提出し、実績報告時に都税の納税証明書の原本を提出してください。
- (3) 交付申請日時点で直近の事業年度が終了しているが、納期が到達していないため支払っていない場合は、前年度分の納税証明書を提出してください。
- (4) 非課税の場合は、課税されない理由が分かるものとして、次の書類を提出してください。
 - ア 社会福祉法人等
 - (ア) 定款及び決算報告書
 - (イ) その他収益事業を営んでいないことが分かるもの

イ 個人事業主

- (ア) 非課税証明書
- (イ) 確定申告書第一表及び第二表の写し(税務署で受け付けた日付等が確認できるもの。国税電子申告・納税システム(e-Tax)の場合は、電子申告完了画面の写しを添付してください。)
- (ウ) 所得税青色申告決算書の写し

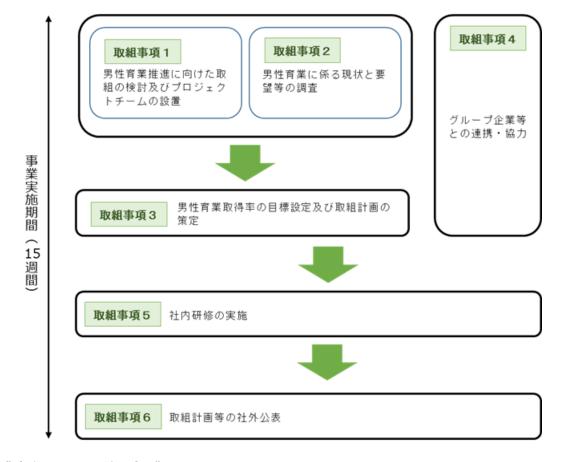
(参考) 法人・個人事業主別 提出が必要な納税証明書一覧

企業等の形態	税目	提出が必要な書類	証明書発行機関
法人	法人都民税	法人都民税納税証明書	邦 税車效託
法人	法人事業税	法人事業税納税証明書	都税事務所
	(图 1 郑兄锐 (民众地公)	住民税納税証明書	(居住地の)区市町村の役
	個人都民税(居住地分) 	(居住地分)	所
個人事業主	個人都民税(事業所地分)	住民税納税証明書	(事業所地の) 区市町村の
	他人的氏忧(争耒州地分)	(事業所地分)	役所
	個人事業税	個人事業税納税証明書	都税事務所

4 奨励事業の実施



《取組順》



《奨励事業実施にあたっての注意事項》

- (1) 東京都が定めた奨励事業実施期間内に、上図で示す矢印のとおりの取組順で実施してください。
- (2) 横に並んでいる取組は並行して実施できますが、次の順番を守って実施してください。
 - ア 取組事項1、取組事項2、取組事項4は並行実施して構いません。ただし、取組事項1の内容(4)男性育業推進 に向けた具体的な取組計画の検討は、取組事項2のアンケート結果分析後に実施してください。
 - イ 取組事項 1、取組事項 2 が全て終わってから取組事項 3 に取り組んでください。取組事項 4 が終わる前に取出事項 3 に取り組んでも構いません。
 - ウ 取組事項3と取組事項4の(1)が終わってから取組事項5以降に取り組んでください。
- (3) 奨励事業実施期間外に実施した場合や取組順に相違がある場合は、奨励対象外になります。
- (4) 本事業を実施した企業等の取組計画等は、東京都のホームページにて公表します。

《取組事項》

取組事項1	男性育業推進に向けた取組の検討及びプロジェクトチームの設置
内 容	(1) 都内勤務の男性従業員1名以上を含む、3名以上で構成するプロジェクトチームを社内に設置してください。 (2) プロジェクトチームメンバーの中から、原則として交付申請時に「男性育業推進リーダー」候補とした者(別表1項番11に該当する方)を「男性育業推進リーダー」として1名選任してください。また、注意事項(2)も参照してください。 (3) 常用労働者が100名以上在籍する事業所が都内にある場合、男性育業推進リーダーと連携して男性育業を推進する「男性育業推進サポーター」を、常用労働者100名以上の事業所ごとに当該事業所に勤務する方から1名以上選任してください。
	(4) プロジェクトチームにおいて、 <u>取組事項2</u> の調査で抽出した結果や要望等を踏まえ、男性育業 推進に向けた具体的な取組計画について検討してください。
実績報告時確認書類	(様式第7号別紙)取組の実施状況
注意事項	(1) プロジェクトチームのメンバーのうち都内勤務の男性従業員 1 名以外は、性別、役職、勤務地を問いません。 (2) 交付申請時に提出した男性育業推進リーダー候補者以外の方から選任した場合は、男性育業推進リーダーの要件を満たしていることを確認するため、申請書類の提出先にご連絡の上、速やかに次の書類を提出してください。 ア 選任された者が従業員である場合 (ア) (様式) 提出された雇用保険被保険者資格取得等確認通知書に記載の常用労働者について (イ) (様式) 男性育業推進リーダー育業期間証明書 (ウ) 男性育業推進リーダーの育業期間及び育業の対象となった子の出生年月日が分かるもの(育児休業給付金支給決定通知書等) (エ) 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用) (オ) 労働契約書又は労働条件通知書 イ 選任された者が役員である場合 (ア) (様式) 男性育業推進リーダー育業期間証明書 (イ) 株主総会や取締役会の議事録等(選任された者が育児のために業務を行わなかった期間が客観的に証明できるものと、育業の対象となった子の出生年月日とその子を養育していることが証明できるもの)特定非営利活動法人などの場合は、定款や役員名簿等、役員の役職・就任日・氏名等が確認できる書類も併せて提出してください。 (3) 男性育業推進サポーターは、性別、育業経験の有無を問いませんが、休業・休職中の方は選任できません。 (4) 男性育業推進サポーターの役割》を参照してください。

▲取組事項に戻る

《男性育業推進リーダーと男性育業推進サポーターの役割》

- 1 男性育業推進リーダー
- (1) 東京都や国が発信する男性育業の推進に関する情報から、関連動画を視聴する等して知識の習得や情報収集を行ってください。下記に関連動画の URL を記載します。視聴は必須ではありませんが、男性育業を推進する上で参考となる動画ですので、視聴することを推奨します。

【東京都】

家庭と什事の両立支援ポータルサイト 男件の育業支援

●研修用動画

https://www.katei-ryouritsu.metro.tokyo.lg.jp/danseiikukyu/training/企業の人事担当者等を対象に、従業員向けの社内研修などに活用できる男性育業のポイントをまとめた研修用動画です。



アニメーション形式で4つのポイント(男性育業の重要性、社会環境の変化、育業の準備や不安の解消、育業中の過ごし方)を中心に解説しています。

●男性育業の普及促進について

https://www.katei-ryouritsu.metro.tokyo.lg.jp/danseiikukyu/ 男性育業を推進する経営者等のインタビュー動画や企業事例等を掲載しています。



【厚牛労働省】

厚生労働省の育児休業制度特設サイトや「育メンプロジェクト」に掲載されている情報も参考にしてください。

●厚生労働省 育児休業制度特設サイト

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/ryouritsu/ikuji/



●「育メンプロジェクト」

https://ikumen-project.mhlw.go.jp/



- (2) 都内勤務の全従業員及び男性育業推進サポーターに、(1)で得た知識、情報の発信や自身の育業経験を伝達してください * 。また、育業を希望する従業員を支援する等、社内における男性育業の推進を図ってください。
 - ※ <u>取組事項5</u>の社内研修で、男性育業に関する国や都の資料等で収集した知識については、男性育業推進リーダー以外の方が説明しても構いません。この場合、説明者となる方も(1)で紹介した動画やサイトで情報収集を行うことを推奨します。
- 2 男性育業推進サポーター
- (1) 取組事項5の社内研修を通じて、男性育業推進リーダーから、男性育業に関する知識、情報や男性育業推進リーダーの育業経験談を聞き、男性育業について学んでください。
- (2) 自身の所属する事業所又はグループ企業等の都内事業所に、(1)で得た知識や情報の提供を行ってください。また、育業を希望する従業員を支援する等、自身の所属する事業所又はグループ企業等の都内事業所における男性育業推進を図ってください。

▲取組事項に戻る

取組事項2	男性育業に係る現状と要望等の調査
内 容	(1)都内に勤務する全男性従業員を対象に、育業に関する社内制度の利用状況等について〔(様式)育業に関するアンケート調査票〕を用いてアンケートを実施し、育業に関する現状と要望等を把握してください。 調査対象:都内に勤務する全男性従業員回収率:5割以上方法等:調査方法は問わない。無記名可。 (2)回収後は〔(様式)育業に関するアンケート集計結果〕を使って集計してください。
実績報告時確認書類	(様式)育業に関するアンケート集計結果 ※ 都内勤務の全男性従業員分のみ
注意事項	 (1) アンケートの実施対象者は、必ずパートタイム労働者等非正規雇用労働者も含めた、都内に勤務する全男性従業員としてください。 (2) アンケート回収率は必ず5割以上としてください。5割に満たない場合は奨励対象外となります。 (3) 本取組事項実施後に、必ず取組事項1の(4)を実施してください。 (4) アンケート結果は、奨励金の審査に影響するものではありません。

取組事項3	男性育業取得率の目標設定及び取組計画の策定		
	(1) 取組事項1の検討結果を踏まえ	え、今後3年間の男性育業取得率の目標設定を行ってくださ	
	ر١ _°		
	なお、男性育業取得率は、事業	計画書兼交付申請書に記載した取得率をベースとして、1年	
	間で7%以上(3年間で計21	%以上)上昇するよう目標を設定してください。	
内 容	(2)次のア〜オのいずれか1つ以上の	目標を選択し、取組計画を定めてください。	
	ア 職場全体の理解の推進		
	イ 管理職の意識の向上		
	ウ 労働者の定期的な状況把握と	と制度利用の推進	
	エ 人事評価への反映		
	オ その他男性育業推進に向けた	取組(申請企業が任意で策定)	
実績報告時	 (様式第7号別紙) 取組の実施状況		
確認書類	リルンルコルント (かないにいこ、) にといてがけ		
	(1)目標・取組計画については、次を		
	目標	取組内容(例)	
	ア 職場全体の理解の推進	男性育業に関する職場の理解を推進するため、社内研	
		修や社内報等による社内周知を実施する。	
	 イ 管理職の意識の向上	育業を希望する男性従業員を支援できるよう、年に1回	
		程度の管理職研修を実施する。	
注意事項	ウ 労働者の定期的な状況	定期的に個人面談を実施し、男性育業の取得状況及	
	把握と制度利用の推進	び希望を把握する。	
	 エ 人事評価への反映	男性育業を推進した管理職を評価する人事評価制度を	
		検討する。	
		リです。実際の取組内容は、調査の分析結果を踏まえてプロジ 	
		こ合った内容を設定してください。	
		なび取組計画が、他の奨励金等を利用して定めた内容であった 	
	場合、奨励対象外となります。		

▲取組事項に戻る

取組事項4	グループ企業等との連携・協力
内 容	(1) グループ企業等において、男性育業推進サポーターを1名以上選任していただきます。(2) 男性育業推進サポーターは、自身の所属する企業等の都内事業所における男性育業を推進してください。(3) 男性育業推進サポーターは、男性育業推進リーダーから育業に関する知識、情報等を得てください。
実績報告時確認書類	(様式第7号別紙)取組の実施状況
注意事項	 (1) グループ企業等には、男性育業推進サポーターを、原則として都内事業所から、都内事業所から選定することが困難な場合は本店(本社)部門から、1名以上選定していただきます。ただし、自社の都内事業所における男性育業を推進するにあたって、男性育業推進サポーターとしての役割を適切に果たすことができる人選とし、自社の都内事業所の男性育業を推進するために十分な体制を整えてください。 (2) 男性育業推進サポーターは、性別、育業経験の有無を問いませんが、休業・休職中の方は選任できません。 (3) 男性育業推進サポーターは、取組事項5で行う申請企業の社内研修に参加するなどし、男性育業推進リーダーから男性育業推進に関する情報提供を受けてください。なお、男性育業推進サポーターの担う役割の詳細は、《男性育業推進リーダーと男性育業推進サポーターの役割》を参照してください。 (4) グループ企業等が、事業実施期間中に業務多忙等の事情により申請企業に連携・協力することが不可能となったときは、新たに連携・協力先となるグループ企業等及び男性育業推進サポーターを選任していただき、〔(様式第5号)変更承認申請書〕、グループ企業等の〔(様式第2号の2)誓約書〕及び〔(様式第3号)同意書〕並びに添付書類を提出してください。(8 (1) 事業計画の変更を参照してください。)

取組事項 5	社内研修の実施
内容	(1) 男性育業推進リーダーは、都内勤務の全従業員及び男性育業推進サポーターを対象に社内研修を実施し、次のア〜オについて説明を行ってください。 ア 男性育業利用状況等調査の集計結果・概要 イ プロジェクトチームでの検討状況 ウ 設定した今後3年間の目標と取組計画 エ 男性育業に関する国や都の資料等で収集した知識 オ 男性育業推進リーダー自身の育業経験(必ず男性育業推進リーダーが説明を行うこと) (2) 都内に勤務する全従業員数(雇用形態を問わず)が10名未満の場合は、全員の参加が必須です。10名以上の場合は、10名以上かつ出席率50%以上とします。 (3) 社内研修の欠席者に対しても、資料配布等により情報の提供を行ってください。 (4) 男性育業推進サポーターは、自身の所属する事業所又はグループ企業等の都内事業所で、男
	性育業推進リーダーから得た情報等の発信や、育業を希望する従業員への支援等を行ってくだ さい。
	社内研修を実施したことが分かるもの
実績報告時確認書類	 (1) (様式第7号別紙)取組の実施状況 (2) 社内研修に使用した資料(説明した内容が分かる資料)(〔(様式)社内周知用〕及び〔(様式)育業に関するアンケート集計結果〕を含む。) (3) 社内研修を実施したことが分かる写真(①近景・②遠景の2種類)(参考様式)社内研修の写真 台紙 ※使用した場合のみ (4) 社内研修の欠席者に対し周知したことが分かるもの(①周知方法、②配布した資料の名称、③周知日)

(1) 内容(1)のア〜オの全ての項目について、東京都が定める様式(〔(様式)社内周知用〕及び〔(様式)育業に関するアンケート集計結果〕)を用いて説明を行ってください。ア〜エについての説明は、社内の方であればどなたでも構いません。社外取締役、派遣労働者、業務委託等社外の方が説明を行った場合は、奨励対象外となります。

オについての説明は、男性育業推進リーダーが必ず行ってください。

- (2) 社内研修は集合又はオンラインで実施してください。オンラインで実施する場合は、次の内容が確認できるスクリーンショットを提出してください。
 - ア 実施日時・社内研修のタイトルが分かる招待メールの写し
 - イ 説明者の顔や姿により、本人が参加している様子が分かる社内研修実施中の画面キャプチャーの写し等
 - ウ 参加者の人数や使用した社内研修資料が分かる社内研修実施中の画面キャプチャーの写 し等
 - ※ 参加者全員の顔や姿が鮮明に写されているものを提出してください。顔や姿が写っていない者は参加者とみなしません。
- (3) 社内研修で使用する資料について
 - ア 資料を引用する場合は、転載や複製禁止の資料を使用しないよう注意してください。 転載や 複製禁止ではない資料であっても、出典を明記するなど、 著作権侵害とならないように注意し てください。 著作権侵害の恐れがある場合は、 奨励対象外となります。
 - イ 育児・介護休業法等の法令解説・法改正内容等に関する資料を引用する場合は、最新の 内容を反映しているものを使用し、法令に適合した内容で周知を行うようにしてください。
 - ウ 研修資料に記載のない内容を社内研修で説明した場合(口頭でのみ説明した場合)は、 説明した内容が分かる資料(議事録等)を別途提出してください。説明すべき内容を説明 したことが確認できない場合、奨励対象外となります。

注意事項

(4) 社内研修の実施状況が分かる写真について

写真は、近景・遠景の2種類を提出してください。

- ア 近景写真は、次の①②が鮮明に確認できるものとしてください。
 - ① 使用した社内研修資料の内容
 - ② 遠景写真の近景であること(遠景写真に写っている人物が写っており、関連性が確認できるもの)
 - ※ 社内研修資料を並べて撮影しただけの写真は近景写真とはみなしません。
- イ 遠景写真は、次の①~⑤が鮮明に確認できるものとしてください。
 - ① 参加者

社内研修の実施毎に、参加者全員(説明者を含む)が写っており人数が確認できること。

- ② 説明者
- ③ 実施場所
- ④ 社内研修資料
- ⑤ 実施状況

社内研修の参加者が、社内研修資料を確認しながら、説明者から説明を受けている様子 が分かるもの

- ウ ア、イを満たす写真が1枚に収まらない場合は、複数枚撮影しても差し支えありません。
- エ 社内研修の実施毎に、写真の余白や〔(参考様式)社内研修の写真 台紙〕等に次の① ~⑤を記載してください。
 - ① 社内研修日時
 - ② 実施場所
 - ③ 参加人数

社内研修の実施毎の参加人数を記載してください。また、参加人数と一致するように、参加者の写真には番号を振ってください。
④ 説明者氏名
⑤ 撮影者氏名

- オ 写真が不明瞭であったり、サイズが小さい等により、必要事項が写真上で確認できない場合は、奨励対象外となります。
- カ 東京都から問い合わせることがありますので、提出した写真データは必ずお手元に保管してください。
- キ 《社内研修の実施状況が分かる写真の例》も必ずご確認ください。
- ク 参加者リストを追加提出していただく場合があります。
- (5) できるだけ多くの従業員が参加できるよう、日時や場所を設定してください。複数回に分けて(事業所ごとなど)開催しても構いません。

事業実施期間中を通して休業・休職中等で参加できなかった従業員に対しては、社内研修資料を配布する等により情報提供を行ってください。

- (6) 男性育業推進サポーターは、社内研修への参加が必須です。男性育業推進リーダーは、男性 育業推進サポーターに研修に参加するよう声がけをしてください。
- (7) 〔(様式第7号別紙)取組の実施状況〕の記載内容と〔(様式)社内周知用〕の記載内容を一致させてください。
- (8) 社内研修で〔(様式)社内周知用〕及び〔(様式)育業に関するアンケート集計結果〕を用いて説明したことが確認できない場合、奨励対象外となります。
- (9) 社内研修は業務時間内に実施してください。休日も含め、業務時間外に実施した場合は奨励 対象外となります。

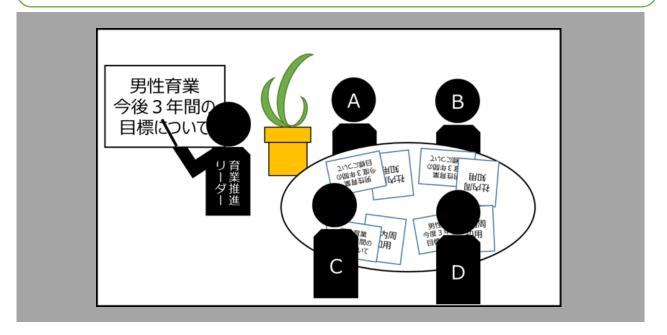
取組事項6	取組計画等の社外公表
内 容	〔(様式)社外周知用・東京都ホームページ掲載用〕を用いて、自社のホームページ掲示等により、
内容	男性育業に関する今後3年間の目標及び取組計画について社外に公表してください。
	社外に対し周知したことが分かるもの
実績報告時	(1) 社外に対し周知した資料(〔(様式)社外周知用・東京都ホームページ掲載用〕)
確認書類	(2)ホームページ画面の写し、掲示写真(遠景・近景の2種類。都内に事業所が複数ある場合
	は、いずれか1か所分で可)等
	(1)〔(様式第7号別紙)取組の実施状況〕の記載内容と〔(様式)社外周知用・東京都ホーム
	ページ掲載用〕の記載内容の概要を一致させてください。
	(2)企業等のホームページがある場合は、原則としてホームページに掲載してください。ホームページが
	ない場合は、社外の人が閲覧できる場所(受付や応接室等)に掲示し、写真を撮影してくださ
	い。ホームページ、掲示とも、少なくとも当年度末まで掲示してください。
注意事項	(3)掲示写真の注意事項は、次のとおりです。
工 忌 丁 垻	ア 近景写真…掲示した資料の内容が判別できるように撮影してください。
	イ 遠景写真…掲示した場所が分かるように撮影してください。
	ウ 近景・遠景とも撮影した日時を表示してください。撮影日時が表示できないフィルムカメラ等で
	撮影した場合は、写真を貼付した紙の余白欄に日時を記載してください。
	エ 空白に、掲示場所を記載してください。
	オ 写真が不明瞭等で掲示したことや内容等が確認できない場合は、奨励対象外となります。

▲取組事項に戻る

《社内研修の実施状況が分かる写真の例》

【遠景写真の例】

- ○参加人数が確認できる(4人+説明者1人)
- ○資料の内容が判別できる(提出した社内研修資料と一致する)
- ○使用している資料が全部確認できる(「男性育業今後3年間の目標について」「社内周知用」)



【近景写真の例】

- ○遠景写真に写っている人物が確認できる(Aさん、Bさん)
- ○資料の内容(遠景写真と同じものであるか)が判別できる(「男性育業今後3年間の目標について」「社内周知用」)
- ○遠景写真と同じ会場であることが確認できる(机、観葉植物)



【オンライン会議の例】

- ○参加人数が確認できる(6人+説明者1人)
- ○資料の内容(提出している研修資料と一致する)が判別できる(「男性育業今後3年間の目標について」)
- ○実施日時が確認できる(2025年12月18日10:20)



5 奨励金の実績報告



(1)報告書類の提出方法

報告書類一式を全て揃えて、J グランツにある所定の申請フォームから提出してください。 (<u>《電子申請についての注意事項》</u>もあわせてご確認ください。)

(2)報告書類提出期限

報告書類提出期限は、年間スケジュールをご確認ください。提出期限日 17 時締切です。

(3)報告時の提出書類

別表3を参照してください。(Jグランツの補助金詳細画面で作成してください。)

(4)実績報告に関しての注意事項

賃金や労働時間等をはじめとして労働関係法令を遵守する必要があります。労働時間、休憩時間、時間外・休日・深夜 労働時間、休日・休暇、時間外労働の割増賃金等について、適正な運用を行ってください。(<u>別表1項番5</u>に記載のと おり)

要件を満たしていることが確認できない場合は、奨励対象外となります。

- ア 奨励金の実施期間の途中で奨励事業が完了したとき、又は奨励事業実施期間が終了したときは、報告書類を提出 期限までに必ず提出してください。
- イ 提出された書類は東京都からの問合せに対応できるよう必ずお手元に控えを残しておいてください。
- ウ 一度提出された書類について、申請企業等からの修正や差し替えはできません。また、提出期限後は書類の追加提出 はできません。提出期限までに必要な書類が不足している場合は、奨励対象外となります。
- エ 確認事項等がある場合は、申請企業の担当者に J グランツ上のコメントや電話等で連絡します。実績報告に係る連絡 先は、日中確実に応答できる申請企業の担当者(代表者を含む)及び連絡先を記載してください。申請企業以外の 役員や従業員、G ビズ ID で委任を受けた代理人を担当者とすることは認められません。東京都が申請企業から委任を 受けた代理人の方とやり取りをすることはありません。
 - G ビズ ID 上で委任した場合であっても、報告書類の提出は申請企業自身が行うため、東京都は、申請企業が作成した書類として審査を行います。必ず、東京都からの連絡には、申請企業の担当者が応答してください。
- オ 提出書類に不備がある場合は、修正提出を求めることや、審査の必要に応じ、募集要項に記載のない書類の提出を 求めることがあります(賃金台帳、就業規則等)。また、提出書類の内容について、ヒアリング等による確認や現地調

査を実施することがあります。なお、書類提出の求めに応じない場合、確認や調査等に応じない場合は、奨励対象外となります。

- カ 審査の結果、交付決定額から減額して確定することがあります。
- キ 提出書類はA4版に統一してください。

別表3 実績報告 提出書類一覧表

No	提出書類	提出方法	
		申請フォ ーム入力	書類添付
0	(様式)実績報告時提出チェックリスト	_	0
1	(様式第7号) 実績報告書 提出日は、報告書類提出期限までの日付を記載してください。	0	-
1-2	(様式第7号別紙)取組の実施状況	_	0
2	社内研修に使用した資料 〔(様式)社内周知用〕、〔(様式)育業に関するアンケート集計結果〕を添付してください。	-	0
3	社内研修の実施が分かる写真(近景・遠景の2種類) (参考様式)社内研修の写真 台紙 ※使用した場合のみ 取組事項5の注意事項(4)及び《社内研修の実施状況が分かる写真の例》を参照の上、提出してください。	-	0
4	(様式)育業に関するアンケート集計結果	-	0
5	(様式) 社外周知用・東京都ホームページ掲載用 本様式については、交付額が確定した後に、別途電子データ(Word ファイル)でも提出 してください。	-	0
6	取組計画等を社外に公表したことが分かるもの(ホームページへの掲載画面の写し、 掲示の写真など) ホームページで公表する場合は、常時開設を前提とした自社のホームページに掲載してく ださい。 掲示で公表する場合は、掲示場所(例:1階事務所掲示板)を記載した掲示写真 (近景と遠景の2種類)を提出してください。	-	0
7	(様式第1号)認定申請書(東京都男性育業推進リーダー設置企業認定制度実施要綱様式)	_	0
8	(様式)事業所一覧 (1)全事業所(都外・海外に所在する事業所も含む)について、事業所名称、所在地及び報告日現在の従業員数を記載してください。 (2)登記上の本店所在地(個人事業主については、個人の住所地)、支店、事業所は、従業員がいない場合でも事業所として必ず記載してください。 (3)事業所の開設・閉鎖があった場合は、様式の所定欄に該当の事業所名称と開設日・閉鎖日を記載してください。 (4)個人事業主については、「企業等の所在地」の上部の空白部分に「個人の住所地」を住民票(住民票記載事項証明書)のとおりに記載してください。 (5)提出日は、〔(様式第7号)実績報告書〕と同日としてください。	-	0

(次ページに続く)

	出勤簿		
	(1) 交付申請時に雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)を		
	提出した5名分について、奨励事業実施開始日から実績報告日当日までの出勤		
	状況が分かるもの(①従業員の氏名、②勤務日、③休日、④出退勤時間が記載		
	されたもの)を提出してください。		
	(2) 奨励事業実施期間の終了日より前に実績報告を行うときは、奨励事業実施期間		
	の開始日から報告書類提出日当日までの出勤簿を提出してください。その場合、報		
	告書類提出日当日分については、出勤記録が確認できるようにしてください。		
	(3)長期休業(休職)中の場合は、その事由を証明する書類を提出してください。な		
	お、男性育業推進リーダーは休業・休職中の方を選任できません。		
	(4) 交付申請時に提出した、別表2項番3に記載の常用労働者5名以外の従業員		
	から男性育業推進リーダーを選任したときは、男性育業推進リーダーの分も併せて		
	(合計6名分) 提出してください。		
9	(5)役員から男性育業推進リーダーを選任したときは、出勤簿の提出は必要ありませ	_	\circ
	ん。ただし、兼務役員が男性育業推進リーダーとなった場合、出勤簿を提出してくだ		
	さい。		
	(6) 実績報告日現在で提出対象者が退職している場合には、次のア〜ウの書類を提		
	出してください。		
	ア 退職者の出勤簿(退職日までのもの)		
	イ 退職者の雇用保険被保険者資格喪失確認通知書		
	ウ 退職者に代わる常用労働者(退職日の翌日時点で、 <u>別表1項番2</u> に該当す		
	る者)についての次の書類		
	(ア) 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)		
	(イ) 労働契約書又は労働条件通知書		
	(ウ) 出勤簿 (上記(1)と同様のもの)		
	(7)必要に応じて「事業所別被保険者台帳」や「賃金台帳」等の提出を求めることがあり		
	ます。		
10	(様式)支払金口座振替依頼書(新規・変更用)		
	提出日は、〔(様式第7号)実績報告書〕と同日としてください。		
11	振込口座の通帳の写し		
	次の①~⑦が確認できる部分の写しを提出してくさい。	_	\circ
	①金融機関コード、②金融機関名、③本支店コード、④本支店名、⑤預金種類、⑥口		
	座番号、⑦カタカナ半角口座名義人		

6 奨励金交付額の確定及び男性育業推進リーダー設置企業の認定

提出された実績報告書類を審査し、奨励金の交付額を確定します。

本奨励金の対象となる中堅・中小企業等は、実績報告と同時に認定制度の申請を行っていただきます。

内容を審査の上、適合と認めるときは、併せて男性育業推進リーダー設置企業の認定を行います。 奨励金が支給されない場合は、男性育業推進リーダー設置企業の認定は受けられません。

認定制度の詳細については、認定制度の募集要項をご覧ください。

7 奨励金の支払

奨励金交付額の確定後、東京都から次の(1)(2)を J グランツにて通知します。電子ファイルを添付しますので、必ずご確認ください。

- (1) 奨励額確定通知書
- (2) (本事業を実施し、適合と認められたとき) 東京都男性育業推進リーダー設置企業認定制度認定決定通知書 奨励額確定通知書の送付後、1か月程度で、支払金口座振替依頼書に記載された口座に奨励金を振り込みます。(支払審査の状況により前後する場合がありますので予めご了承ください。)

振込完了の連絡は行いませんので、通帳の記帳等で東京都名義の振込をご確認ください。

8 変更・中止・撤回

事前エントリー通過後から報告書類提出期限までの一連の期間において、次の事象が発生した場合は、J グランツにて該当の申請又は届出を行ってください。各事象(事由)発生後、速やかに提出してください。

- (1) 事業計画の変更(次のア、イのいずれかに該当するとき)
 - ア 申請企業及びグループ企業等の名称、所在地、代表者、並びに申請企業の印影を変更するとき
 - イ グループ企業等が連携・協力することが不可能となったとき

なお、グループ企業等を変更するときは、代替となるグループ企業等の〔(様式第2号の2)誓約書〕、〔(様式第3号)同意書〕、商業・法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)、会社概要も添付してください。

〈提出書類〉

- (ア) (様式第5号)変更承認申請書
- (イ) 変更内容が確認できる書類(商業・法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)、印鑑登録証明書など)

(2) 交付申請の撤回

次のア、イのいずれかに該当するときは、J グランツにて指定する書類を提出してください。なお、交付申請の撤回を行った場合は、再度の交付申請が可能です。

- ア 交付決定前に申請を取り下げるとき(交付決定前に、本奨励事業に取り組むことが困難になった場合等) 〈提出書類〉
 - (ア) (様式第6号) 交付申請撤回届出書
- イ 交付申請日以降に「別表1 奨励対象事業者の要件」を満たさなくなったとき

〈提出書類〉

- (ア) (様式第6号) 交付申請撤回届出書
- (イ) 要件を満たさなくなったことを証明する書類(雇用保険被保険者資格喪失確認通知書(事業主通知用)の写し 等)
- ※ この場合は実績報告期限を最終報告期限とし、期限内に提出がなかったときは事業計画の中止と判断します。

(3) 事業計画の中止

次のア、イのいずれかに該当するときは、報告書類提出期限までに J グランツにて次の書類を提出してください。 なお、奨励事業を中止した場合は、中止の理由に関わらず再度の交付申請はできません。

- ア 交付決定後に、本奨励事業に取り組むことが困難になり奨励事業を中止するとき
- イ 事業実施期間内に事業が完了しないとき

〈提出書類〉

- (ア) (様式第5号)変更承認申請書
- (イ) (様式第7号) 実績報告書

9 企業名等の公表

奨励金交付額の確定後、東京都のホームページにおいて、企業等の名称、業種、従業員数、奨励金交付年度等を公表する予定です。

また、奨励金交付後、制度の利用状況についてのアンケート等を実施する場合にはご協力をお願いします。

10 その他留意事項

(1)各種補助金等との併給について

次のア、イのいずれかに該当するときは、本奨励金を受給することはできません。

- ア 本奨励金の奨励事業に係る内容について、東京都が実施する各種補助金等を受給するとき又は受給したとき
- イ 同一の事由により支給要件を満たすことになる国、東京都又は区市町村等が実施する補助金等を受給するとき又は 受給したとき

(2) 奨励事業完了後の注意事項

申請企業は、奨励事業に係る全ての関係書類及び帳簿類は奨励事業の完了した期日の属する会計年度終了後、5年間保存してください。

(3)個人情報の保護

東京都は、提出された書類等に含まれる個人情報の取扱いにあたっては、「個人情報の保護に関する法律」「個人情報の保護に関する法律施行条例」及びその他の関係法令に基づいて管理します。申請にあたって、提出書類に奨励事業に関係のない個人情報が含まれているときは、必要に応じてその部分を黒塗りする等の対応をお願いします(マイナンバーが記載されている書類は受け取ることができません。)。

(4) 奨励金交付決定の取消し、奨励金の返還

- ア 次の(ア)~(カ)のいずれかに該当したときは、奨励金交付決定を取り消すことがあります。
 - (ア) 偽りその他不正の手段により奨励金の交付を受けたとき
 - (イ) 本奨励金の実績報告提出時に男性育業推進リーダー設置企業の認定申請をしないとき
 - (ウ) 奨励金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
 - (エ) 廃業及び倒産等により奨励事業の実施が客観的に不可能となったとき
 - (オ) 奨励事業者及びグループ企業等 (法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の労働者若しくは構成員を含む。) が、暴力団及び暴力団関係者に該当するに至ったとき
 - (カ) 法令又は要綱及び知事の指示に違反したとき

イ 奨励金交付決定を取り消した場合において、既に奨励事業者に奨励金が交付されているときは、期限を定めて奨励金 を返還していただきます。また、刑事罰が適用される場合もありますので、十分注意してください。

11 その他

(1) TOKYOパパ育業促進企業登録制度

「TOKYOパパ育業促進企業」とは、男性従業員の育業取得率を一定割合達成し、今後も継続して育業を促進する企業を「TOKYOパパ育業促進企業」(以下「登録企業」という。)として登録し、取得率に応じたマークを付与します。

登録企業の企業情報や取組内容を東京都が専用ホームページ等で積極的に P R することによりイメージアップを図り、男性の育業取得率向上への機運を醸成していきます。

男性育業推進リーダー設置企業として認定を受け、さらにTOKYOパパ育業促進企業の登録を目指してみませんか?

詳細は、「家庭と仕事の両立支援ポータルサイト」をご参照ください。

https://www.katei-ryouritsu.metro.tokyo.lg.jp/danseiikukyu/touroku/



(2) 東京都中小企業制度融資

本事業に取り組んでいる中小企業は、東京都中小企業制度融資「女性活躍推進融資(TOKYO ウィメン・ビズ・サポート)」の対象となり、信用保証料 2/3 補助や利率優遇を受けることができます。なお、制度融資の中小企業の定義は、本事業とは異なります。

詳細は、下記 URL 又は右記二次元コードより、チラシにてご確認ください。

https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/sangyo-rodo/9-women-biz-for-r7-pdf

(3)「女性活躍の輪〜Women in Action〜」(WA)

人口減少社会の中で、豊かで多様性ある社会をつくるには、人口の半分を占める女性の力を最大限引き出していくことが不可欠です。

東京のみならず日本全体に女性活躍の輪を拡げていくため、これまで東京都が推進してきた様々な取組を「女性活躍の輪~Women in Action~」(WA)として位置づけ、気運醸成を進めていきます。



本事業は、この募集要項のほか、東京都補助金等交付規則及びこれに基づく依命通達、「東京都男性育業推進リーダー事業奨励金交付要綱」、「東京都男性育業推進リーダー事業奨励金交付要領」「東京都男性育業推進リーダー設置企業認定制度実施要綱」「東京都男性育業推進リーダー設置企業認定制度実施要領」の定めるところに従って実施されます。